

平成26年度

第4回

佐久市国民健康保険運営協議会

会議資料

日時 平成26年11月10日(月) 午後1時30分～

場所 佐久消防署 3階講堂

佐久市国民健康保険運営協議会

佐 久 市

1 「佐久市国民健康保険税率見直し中間報告」の実施結果

1 中間報告の概要

平成 27 年度からの国保税率見直しに関し、佐久市国保運営協議会において概ね方向性が出されたことから、被保険者及び市民に審議状況等を公表し、今後の審議の参考とするため、意見を募集した。

(1) 中間報告及び意見募集期間

平成 26 年 9 月 26 日（金）から平成 26 年 10 月 9 日（木）までの 14 日間
※中間報告については、現在もホームページへ掲載中

(2) 中間報告の公表方法

佐久市ホームページへ掲載

(3) 意見募集の方法

- ①郵送
- ②電子メール
- ③ファックス
- ④直接持参（佐久市役所国保医療課）

2 意見募集の結果

(1) 提出された意見 3 件 3 名

(2) 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

提出日	平成 26 年 9 月 27 日（土）
-----	---------------------

【意見要旨】

説明会を行った後に意見募集をすることが当然ではないか。

【市の考え方】

今年度、広報佐久 7 月号において「国保財政の状況」及び 9 月号において「国保税率の改正」について掲載しています。

また、国保加入者には、納税通知書の発送時（7 月）に「平成 27 年度からの国保税率の見直し」について、更新保険証の発送時（9 月）に「3 億円程度の増加額」及び「平均増加率が約 17%」といった内容を記載した「国保税率見直し作業の状況」についての文書を同封するなど、機会をとらえてお知らせしています。

さらに、税率の見直しにあたっては、市国保事業の運営等に関する重要事項の協議等をしていただく国民健康保険運営協議会に諮って進めておりますので、改めて説明会を実施することは考えていません。

提出日 平成26年10月9日(木)

【意見要旨】

- ① 弱い立場の人が無保険にならないようなセーフティ・ネットを用意することと並行して検討を進めるべきである。
- ② 定性的だけでなく定量的なデータを駆使し、実態把握をする努力が必要である。また、他の自治体と比較する場合は、単に数値のみではなく社会の要因を反映させるべきであるが、困難であると思われるので、数字が独り歩きしないよう十二分に注意する必要がある。
- 上記については、現在の検討でも考慮されているが、より十分な配慮を求める。
- ③ 年金生活者や母子家庭、非正規労働者は、所得が少なく医療費や介護保険負担、場合によっては家賃負担など、生活費を極端に切り詰めなければならない。自殺者の中で経済的要因は大きい。また、後継者不足や核家族化に起因する耕作放棄地や空き家・空き店舗の増加などを考えると資産割についても抜本的な見直しが必要である。

【市の考え方】

《①について》

現在の制度上、無保険になることはありませんが、税負担の公平性の確保や安定した国保運営の観点から、国保税を滞納している世帯に対しましては、法令に基づき厳しい措置が必要になりますが、市では、それぞれの世帯の状況を考慮し、計画的な納税ができるよう納税相談を行ったり、短期保険証の発行により必要な時に必要な医療を受けられるよう配慮しています。

《②について》

国保加入者の状況等の全てを把握することは困難でありますので、人数が多い所得階層など一定のポイントをおさえたい見直し作業を進めています。ご指摘の他市の数値の取扱いにつきましては、今後も十分に注意したいと考えています。

《③について》

弱い立場の人への配慮の必要性として、多方面から説明いただいておりますが、国保運営のみでこれらすべてのことを解決することは困難でありますので、ご理解をお願いします。また、資産割につきましては、現行税率を原則据え置くなど一定の配慮をしています。

提出日 平成26年10月9日(木)

【意見要旨】

国保税の引き上げを行えば、低所得層には大変な負担増になり、滞納額、滞納世帯ともに増え、憲法 25 条の生存権を脅かすことになる。国保税の税率は現在の水準に据え置き、不足分は市の一般会計からの繰り入れでしのぐべきである。税率案Aを基本に答申するとしているが、いずれの案も大幅引き上げで、低所得者の担税能力をはるかに超え、生活を圧迫する。一方、すでに限度額に達している階層の増税はなく、本来所得の再配分の機能を果たすべき税制が格差の拡大に働くという本末転倒の事態を助長するものである。社会保障のために使うとした地方消費税の増税分(佐久市では16億円程度見込めると思う。)の一部を国保会計へ繰入れることは当然である。17%の大幅引き上げを行えば、市が住民の抑圧者となり市政への不信が噴出すると考える。国保税をどのように上げるかではなく、上げないためにどうするかを検討すべきである。

【市の考え方】

《憲法 25 条の生存権を脅かすことについて》

平均 17%の伸びを見込んでおり、仮にこの税率で見直されたとしても、佐久市より高い税率となる自治体があります。したがって、今回行おうとしている税率見直しが、憲法に規定されている生存権を脅かすことになるとは考えにくいと思われます。

《税率見直しの必要性について》

国保特別会計は、一般会計と区別して独立性の原則に基づき運営しています。しかし、佐久市の国保特会は、単年度収支が赤字の状況が続き、その赤字分には、国保事業基金を取崩して補てんしてきました。平成 26 年度以降も赤字決算の見通しであるにもかかわらず、国民健康保険事業基金が枯渇する状況が見込まれ、平成 27 年度以降の財源不足への対応を、直ちにしなければならぬ状況にあることにご理解をお願いします。

《一般会計からの基準外繰入れを行わないことについて》

国民健康保険は保険制度であり、相互扶助の精神に則り決められたルールの中で、加入者の保険税で賄うことが基本であります。一般会計からの基準内の繰入れの他に赤字補てんの目的で、加入者が 3 割弱の国保特別会計に、市民の税金を投入する際には、残りの 7 割強の市民のことも考慮し、慎重に判断しなければならないと考えています。また、基準内の繰入れにおいて一般会計が負担している部分についても増加の一途をたどっています。なお、地方消費税交付金の増加分の用途につきましては、障がい者や高齢者、児童福祉など多岐にわたる社会保障全体の状況を見る中で、市全体として検討されるものと考えております。

< 佐久市ホームページ抜粋 >

佐久市 ようこそ
 佐久市 佐久市
 叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市

English このサイトについて サイトマップ お問い合わせ
 検索 文字サイズの変更
 検索方法の説明

ホーム ▶ 届出・登録 ▶ 生活・環境 ▶ 健康・福祉 ▶ 子育て・教育 ▶ まちづくり ▶ 産業・観光

ホーム > 健康・福祉 > 国民健康保険・国民年金 > 国民健康保険

佐久市国民健康保険率見直し中間報告

佐久市では、安定した国保運営のため、平成27年度からの国保率見直し作業を進めています。国保率の見直しは、市の国保運営に係る諮問機関の「佐久市国民健康保険運営協議会」に諮問をして、現在、協議会で検討を進めています。

協議会で協議を重ねた結果、答申案とする税率案の方向が出されましたので、国保加入者の皆さんにお知らせの中間報告をさせていただきます。

[なぜ、佐久市の国保率を見直さなければいけないのでしょうか？](#)

[国保率の見直しに対する佐久市と国保運営協議会の基本的な考え方は？](#)

[これからの国保率の見直しスケジュールはどのようなの？](#)

1 佐久市国民健康保険税の現状

現在の佐久市国民健康保険税の課税割合や税率の状況、また、国民健康保険税の算定に係る標準的な割合などは、次のファイルのとおりです。



2 佐久市国民健康保険税見直し案

[平成27年度からの国民健康保険改正税率として検討した税率案3案](#)

各税率案の特徴

税率案A：応能割の割合を55%とし、応益割内の均等割と平等割の割合を、60%と40%に設定

【解説】所得割と資産割から構成される応能割の割合を標準割合（全体の50%）より高く設定（全体の55%）することで、被保険者一人当たりに乗する均等割と、1世帯当たりに乗する世帯割の割合が下がることから、比較的低い所得の世帯に配慮した設定となっております。さらに、被保険者1人当たりに乗する均等割の割合を標準割合（応益割の70%）より低く（応益割の60%）することで、多人数世帯（4人世帯など）に配慮した設定となっております。

税率案B：応能割の割合を55%とし、介護納付金及び後期高齢者支援金分の必要額を確保する設定

【解説】応能割の割合を標準割合（全体の50%）より高く設定（全体の55%）することで、比較的低い所得の世帯に配慮した設定となっておりますが、介護納付金分と後期高齢者支援金分の総額の必要額を確保するように設定していることから、限度額に到達する所得階層が現行の税率より低くなり、比較的中間から高い所得の世帯の影響が少なく、比較的低い所得の世帯で税額が高くなります。

（介護納付金分の限度額：14万円・後期高齢者支援金分の限度額：16万円）

税率案C：応能割の割合を55%とし、介護納付金及び後期高齢者支援金分の総額を税率案Aと税率案Cの中間にした設定

【解説】税率案Aと税率案Bの中間的な設定となっております。税率案Aの600万円～700万円付近の所得階層でみられる負担の増加を少なくできるよう、また、税率案Bに比べ、比較的低い所得の

世帯の増加もできる限り抑えるよう税率を設定しましたが、低い所得の世帯では、税率案A

よりも負担が増えることとなります。

国保運営協議会では、上記の3案のうち、**税率案A**を基本に答申案を検討することで方向付けがされました。

[国保税の算定方法や概要等を知りたい時はここをクリックしてください。](#)

[平成26年度第1回佐久市国保運営協議会の議事録・提出資料等につきましては、ここをクリックしてください。](#)

[平成26年度第2回佐久市国保運営協議会の議事録・提出資料等につきましては、ここをクリックしてください。](#)

平成26年度第3回佐久市国保運営協議会の議事録・提出資料等につきましては、掲載準備中です。

4つのモデル世帯ごとの税率案A・B・Cの見直し後の税額シミュレーション

[モデル世帯\(1\) 1人世帯 \(介護納付金が賦課されている被保険者1人\) で固定資産税額4.9万円の場合](#)
[モデル世帯\(2\) 4人世帯 \(介護納付金が賦課されている被保険者2人\) で固定資産税額4.9万円の場合](#)
[モデル世帯\(3\) 1人世帯 \(介護納付金が賦課されていない世帯\) で固定資産税額4.9万円の場合](#)
[モデル世帯\(4\) 4人世帯 \(介護納付金が賦課されていない世帯\) で固定資産税額4.9万円の場合](#)

※固定資産税額（都市計画税を除く）は、平成26年度の国保税課税世帯の平均固定資産税額によります。

【モデル世帯について】

モデル世帯を1人世帯及び4人世帯としているのは、佐久市国保加入世帯は、どの所得階層でも1人世帯が多いこと（第2回運営協議会の提出資料3ページを参照してください。）、また、4人世帯までで約98%を占めていますので、少数世帯として1人世帯を、夫婦と子ども2人も想定して人数の多い世帯として4人世帯をモデル世帯として、改正後の税額の状況をお示しました。

税率見直し後の佐久市と県下18市との国保税（料）調定額の比較をしました

1人世帯当たりの国保税調定見込額：149,802円【19市中高い方から7番目】
 1人当たりの国保税調定見込額：86,070円【19市中高い方から6番目】

[県下19市国保税（料）の調定額対比表](#)

- ・19市中の佐久市の順位は、佐久市以外の18市が税率改正を行わないことを想定した順位となっています。したがって、佐久市以外で税率改正を予定している市があれば、改正の状況によって順位は変動します。
- ・佐久市は、税率案Aの税率を用いて調定見込額を算出しています。

3 税率案に関するご意見等

税率案に関するご意見等につきましては、10月9日までに住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、手紙・葉書・メールなどでお寄せください。

【郵送】〒385-8501 佐久市中込3056 佐久市役所 国保医療課 国保係 宛
 【メール】kokuhonenkin@city.saku.nagano.jp
 【FAX】0267-64-1157

この件に関するお問い合わせは、佐久市役所 国保医療課 国保係 Tel.0267-62-3164（直通）までお願いいたします。

[サイトマップ](#) [お問い合わせ](#) [このサイトについて](#) [ページの先頭へ](#)

〒385-8501
 長野県佐久市中込3056 [アクセスマップ](#)
 Tel: 0267-62-2111(代表) | Fax: 0267-63-1680(総務部)
 市政全般のご意見は office@city.saku.nagano.jp

2 佐久市国民健康保険税率見直し案

(1) 平成27年度からの国民健康保険税改正税率として検討した税率案は、次の3案です。

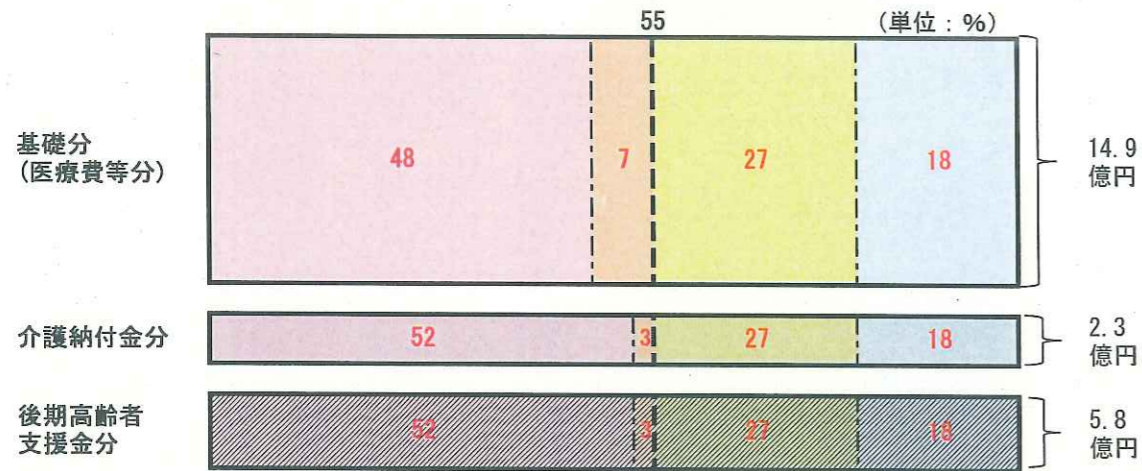
《税率案設定に当たってのポイント》

- 1 低所得階層及び人数の多い世帯の負担増に配慮
- 2 現行税率の不均衡の是正
 - ①後期高齢者支援金分の応能割と応益割の割合等を是正
 - ②介護納付金分の必要額と現行額の差を是

佐久市国保運営協議会では、協議の結果、市に答申する税率案として、「税率案A」とする方向付けがされました。

- ・低所得者層への配慮 → 応能割合中の所得割合を若干高めに設定・原則資産割は据え置き
(所得額に応じて税額に差が出ます。また、所得が無くても、固定資産税が課税されていると資産割が算出されますが、税率案は現状の税率の0.4%増ですので、資産割額は現状とほとんど変わりません。)
- ・多人数世帯への配慮 → 応益割合中の均等割額を標準割合より下げる。
(1人当たりの負担が少なくなります。)
- ・介護納付金分の負担額を調整 → 介護保険2号被保険者に該当する40歳～64歳の負担する額を調整
(介護納付金分非該当世帯の負担の伸びを抑えられます。)

【税率案A】 応能割の割合を55%とし、応益割内の均等割と平等割の割合を、60% : 40%に設定



【負担割合】
 《応能割》 55 %
 《応益割》 45 %

【特記事項】
 ・資産割の税率を原則据え置き
 ・後期高齢者支援金分の応能・応益割合を是正
 ・収納率は、93.0%を見込む
 (H25 : 93.4% H24 : 91.7%)

【税率 (案)】

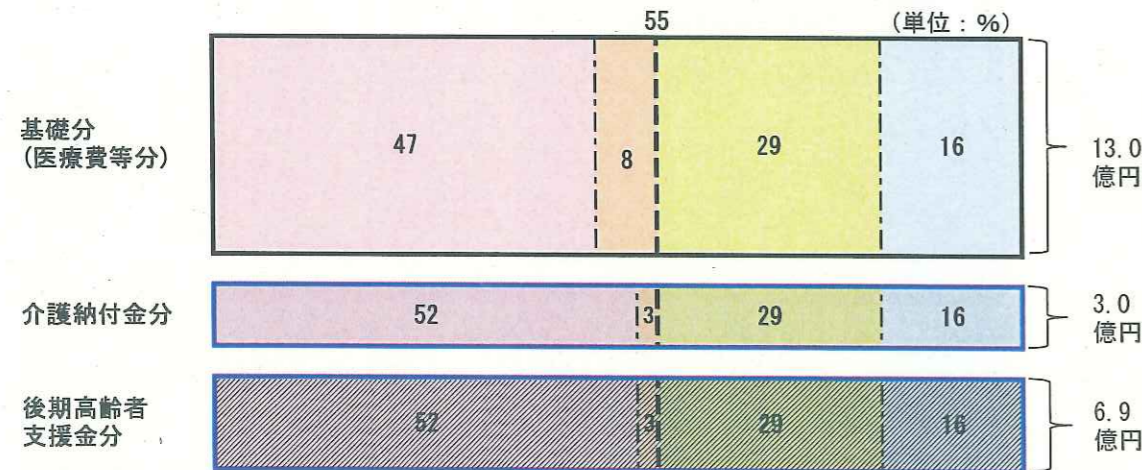
	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分	⑥ 6.70 %	⑦ 16.00 %	⑨ 17,500 円	⑧ 20,000 円
介護納付金分	③ 2.40 %	⑪ 3.00 %	⑦ 7,000 円	⑫ 5,800 円
後期支援金分	① 2.95 %	⑬ 2.90 %	⑦ 6,700 円	③ 7,700 円
合計	② 12.05 %	⑩ 21.90 %	⑦ 31,200 円	④ 33,500 円

平均伸率
 [1世帯当り] 16.8%
 [1人当り] 16.8%

【改正案後調定見込額】 2,290,900千円①
 ・基礎分 : 1,485,800千円
 ・介護納付金分 : 229,100千円
 ・後期高齢者支援分 : 576,000千円

【現行税率調定見込額】 1,962,000千円②
 [調定増収見込額 (①-②)] 328,900千円③
 [増収見込額 (③×93%)] 305,900千円

【税率案B】 応能割の割合を55%とし、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の必要額を確保する設定



【負担割合】
 《応能割》 55 %
 《応益割》 45 %

【特記事項】
 ・資産割の税率を原則据え置き
 ・後期高齢者支援金分の応能・応益割合を是正
 ・介護納付金分及び後期高齢者支援金分について必要額を確保
 ・収納率は、93.0%を見込む
 (H25 : 93.4% H24 : 91.7%)

【税率 (案)】

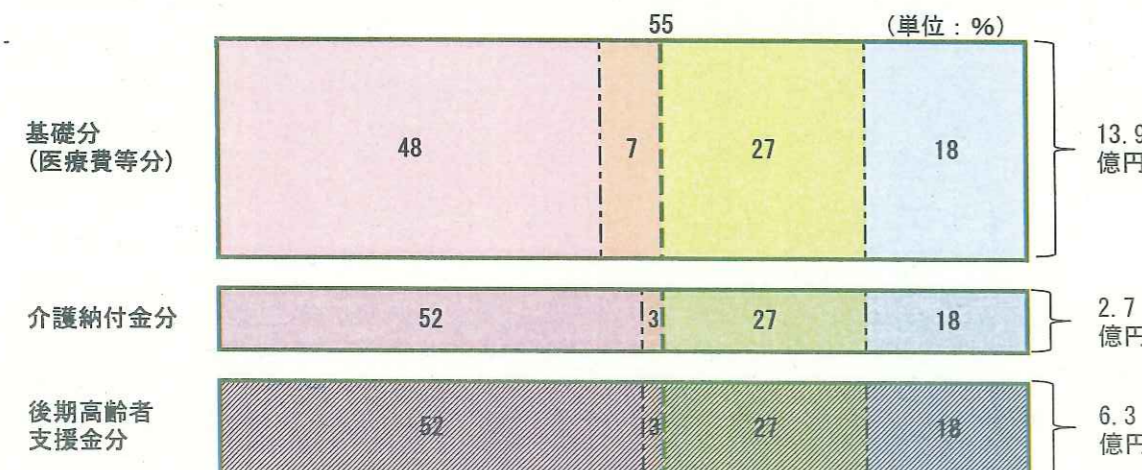
	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分	⑮ 5.60 %	⑦ 16.00 %	⑬ 16,500 円	⑱ 16,500 円
介護納付金分	① 3.40 %	⑪ 3.00 %	① 10,000 円	② 7,000 円
後期支援金分	① 3.65 %	⑬ 2.90 %	④ 8,500 円	② 8,800 円
合計	② 12.65 %	⑩ 21.90 %	④ 35,000 円	⑦ 32,300 円

平均伸率
 [1世帯当り] 17.0%
 [1人当り] 17.0%

【改正案後調定見込額】 2,295,700千円①
 ・基礎分 : 1,304,600千円
 ・介護納付金分 : 302,700千円
 ・後期高齢者支援分 : 688,400千円

【現行税率調定見込額】 1,962,000千円②
 [調定増収見込額 (①-②)] 333,700千円③
 [増収見込額 (③×93%)] 310,300千円

【税率案C】 応能割の割合を55%とし、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の総額を税率案Aと税率案Bの中間にした設定



【負担割合】
 《応能割》 55 %
 《応益割》 45 %

【特記事項】
 ・資産割の税率を原則据え置き
 ・後期高齢者支援金分の応能・応益割合を是正
 ・介護納付金分及び後期高齢者支援金分の調定額を上げる
 ・収納率は、93.0%を見込む
 (H25 : 93.4% H24 : 91.7%)

【税率 (案)】

	所得割	資産割	均等割	平等割
基礎分	⑧ 6.25 %	⑦ 16.00 %	⑬ 16,500 円	⑬ 18,000 円
介護納付金分	① 2.90 %	⑪ 3.00 %	① 8,500 円	⑥ 6,500 円
後期支援金分	① 3.30 %	⑬ 2.90 %	⑥ 7,500 円	③ 8,200 円
合計	② 12.45 %	⑩ 21.90 %	⑦ 32,500 円	⑥ 32,700 円

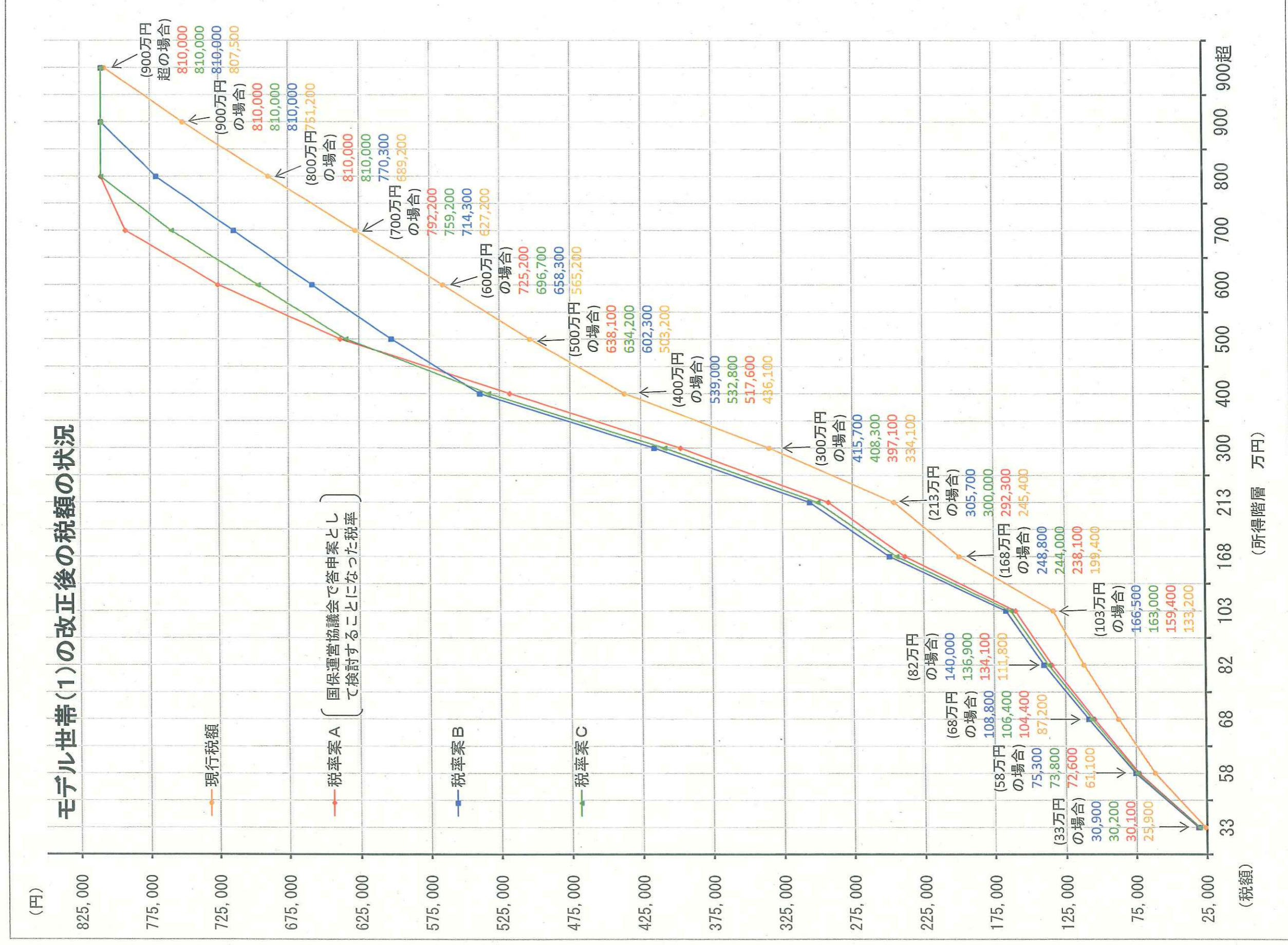
平均伸率
 [1世帯当り] 16.7%
 [1人当り] 16.7%

【改正案後調定見込額】 2,285,000千円①
 ・基礎分 : 1,389,000千円
 ・介護納付金分 : 266,000千円
 ・後期高齢者支援分 : 630,000千円

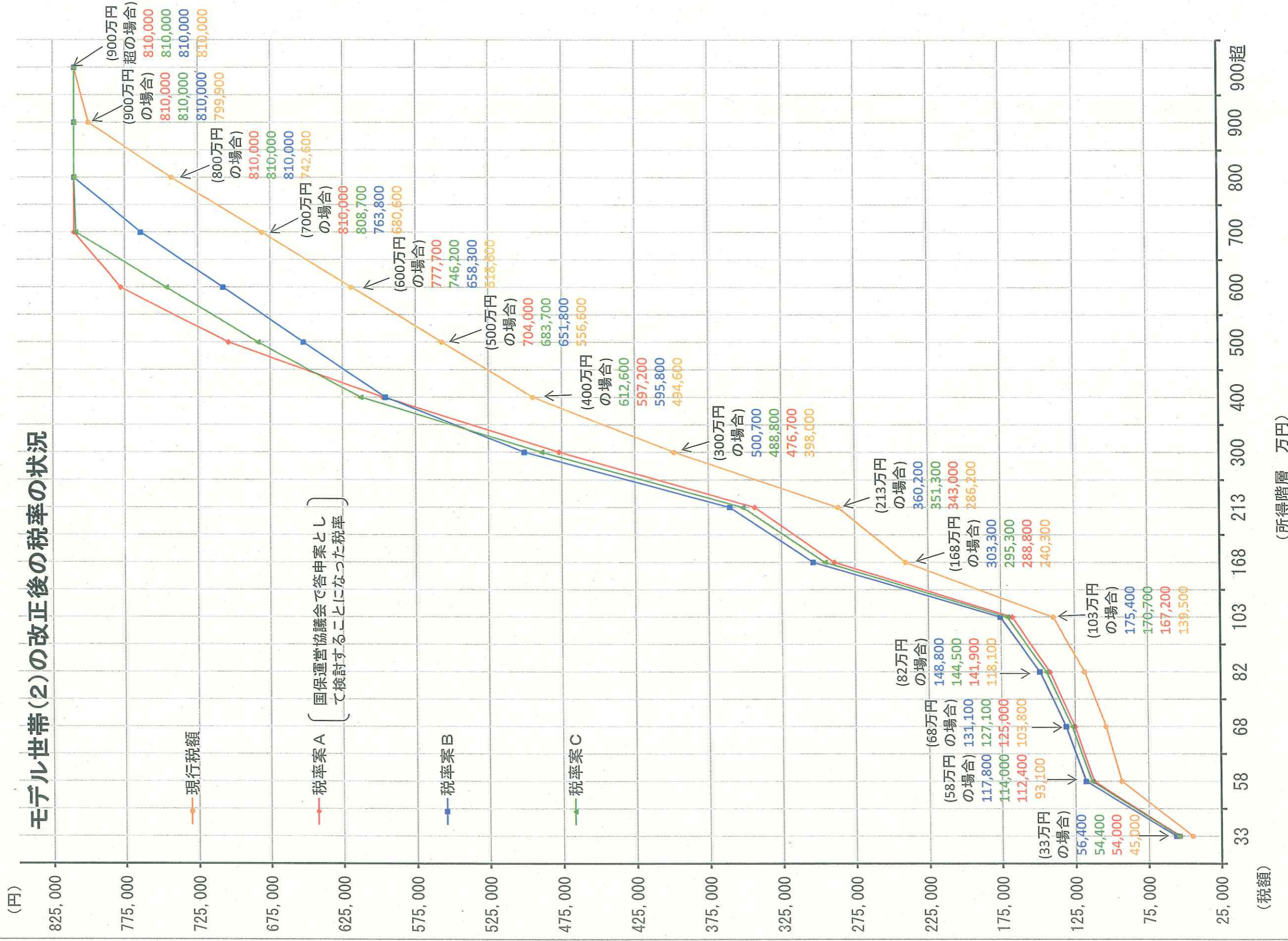
【現行税率調定見込額】 1,957,000千円②
 [調定増収見込額 (①-②)] 328,000千円③
 [増収見込額 (③×93%)] 305,000千円

モデル世帯(1) 1人世帯(介護納付金が賦課されている被保険者1人)で固定資産税額4.9万円※の場合

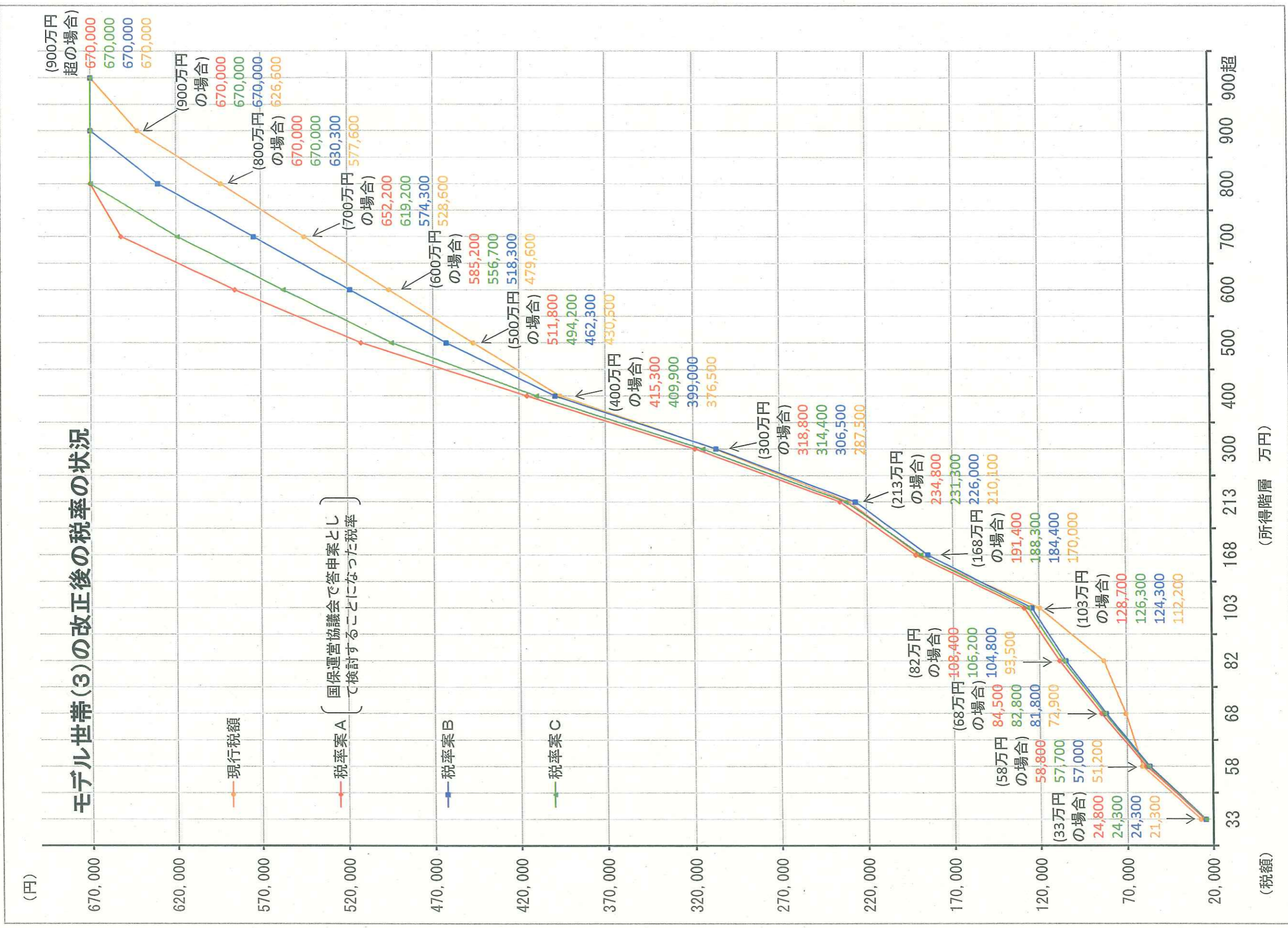
※ 固定資産税額(都市計画税を除く)は、資産割を計算する際に用いますが、4.9万円とする根拠は、平成26年度の国保税課税世帯の平均固定資産税額が4.9万円となっております。



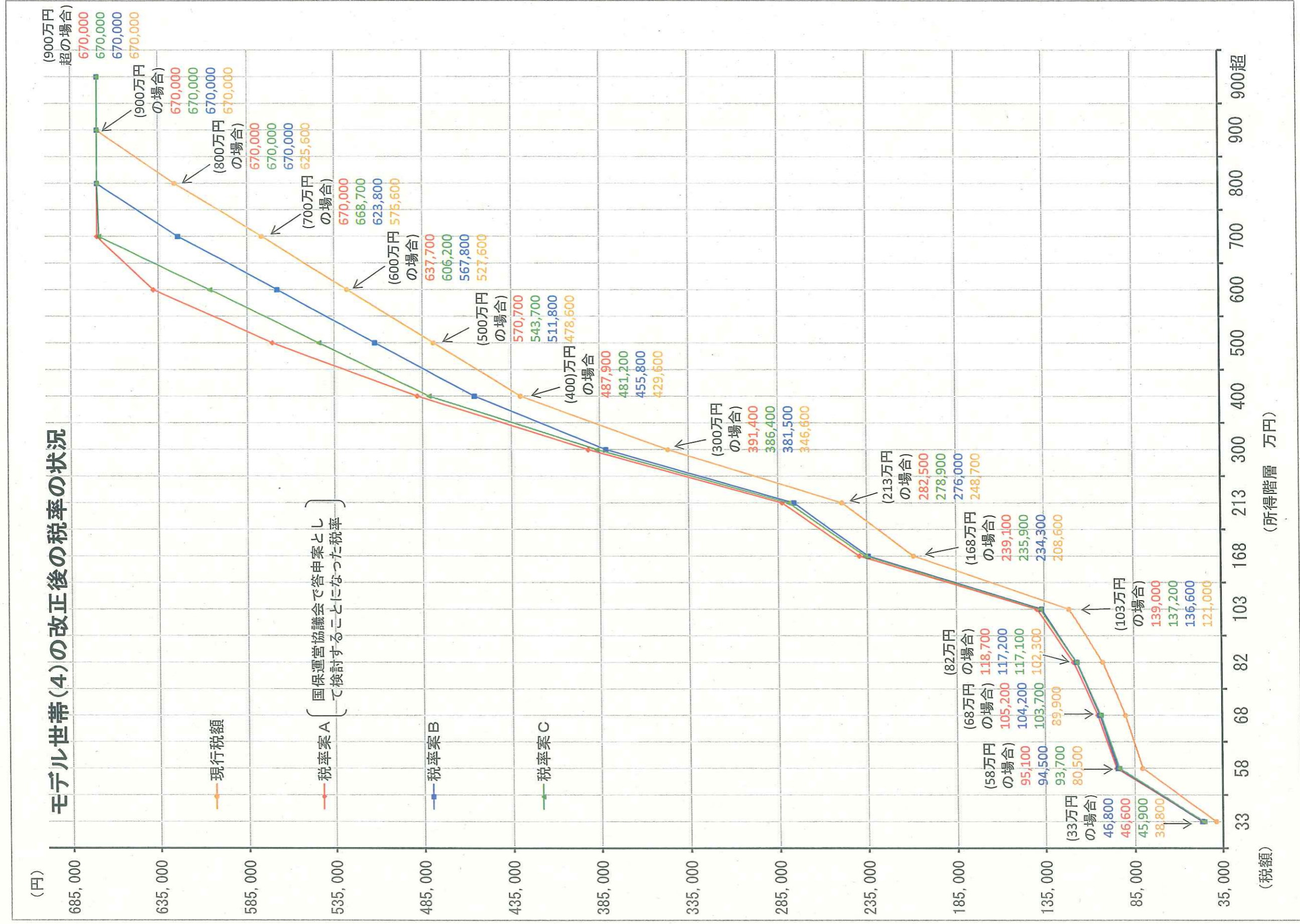
モデル世帯(2)
4人世帯(介護納付金が賦課されている被保険者2人)で固定資産税4.9万円の場合



モデル世帯(3)
1人世帯(介護納付金が賦課されていない世帯)で固定資産税4.9万円の場合



モデル世帯(4)
4人世帯(介護納付金が賦課されていない世帯)で固定資産税4.9万円の場合



佐久市が国民健康保険税の税率を改正した場合の県下18市との調定額対比表

【国保税（料）調定額】

（単位：円・世帯・人）

市名	医療給付費分	介護納付金分	後期高齢支援金分	合計	順位	一世帯当り 国保税額	世帯数	順位	一人当り 国保税額	被保険者数
長野市	4,878,890,900	671,839,060	1,657,690,810	7,208,420,770	14	134,452	53,613	13	80,349	89,713
松本市	3,843,863,100	507,089,400	1,157,895,300	5,508,847,800	4	150,679	36,560	2	87,782	62,756
上田市	2,517,285,538	289,690,048	664,987,414	3,471,963,000	9	144,979	23,948	7	85,873	40,431
岡谷市	754,355,300	82,728,900	209,060,800	1,046,145,000	12	140,838	7,428	9	84,763	12,342
飯田市	1,424,506,000	231,866,600	559,649,600	2,216,022,200	6	149,974	14,776	3	87,752	25,253
諏訪市	819,321,300	67,934,500	256,305,300	1,143,561,100	8	145,750	7,846	5	86,072	13,286
須坂市	648,111,800	94,777,900	265,458,800	1,008,348,500	17	126,804	7,952	18	73,005	13,812
小諸市	611,484,300	79,054,500	211,125,000	901,663,800	19	123,161	7,321	19	71,013	12,697
伊那市	827,033,100	150,133,700	329,006,400	1,306,173,200	18	126,481	10,327	17	73,815	17,695
駒ヶ根市	422,506,500	60,271,000	137,932,500	620,710,000	15	132,658	4,679	16	77,949	7,963
中野市	788,919,650	111,447,084	220,912,766	1,121,279,500	2	155,517	7,210	11	82,812	13,540
大町市	407,610,600	56,066,800	138,884,500	602,561,900	16	130,311	4,624	14	78,632	7,663
飯山市	319,824,800	52,529,200	150,923,800	523,277,800	3	151,455	3,455	8	85,349	6,131
茅野市	839,587,000	256,045,300	111,776,100	1,207,408,400	11	141,118	8,556	12	81,620	14,793
塩尻市	1,103,306,300	154,454,500	370,713,600	1,628,474,400	1	164,044	9,927	1	92,779	17,552
千曲市	828,568,900	106,255,200	314,160,700	1,248,984,800	10	141,223	8,844	10	83,304	14,993
東御市	426,784,000	160,122,600	59,212,000	646,118,600	13	137,971	4,683	15	78,137	8,269
安曇野市	1,402,749,400	199,872,000	613,302,600	2,215,924,000	5	150,191	14,754	4	86,854	25,513
佐久市 （税率案Aで改正した場合）	1,485,808,571	229,103,860	576,019,584	2,290,932,015	7	149,802	15,293	6	86,070	26,617

- 19市中の佐久市の順位は、佐久市以外の18市が税率改正を行わないことを想定した順位となっています。したがって、佐久市以外で税率改正を予定している市があれば、改正の状況によって順位は変動します。（佐久市以外の18市の調定額は、平成26年度の納税通知書を最初に作成した日（本算定日）現在の数値です。）
- 佐久市を含む県下19市の世帯数・被保険者数は、平成26年度国民健康保険税（料）の本算定日現在の数値です。本算定日以降の資格異動等に伴う数値の変更については、反映されていません。